第２３号様式（第５１条関係）

許可番号 第　474 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所　東京都足立区関原１丁目１４－２
氏名　竹下産業株式会社
代表取締役 竹下　敏史
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第５９条第１項の規定により、下記のとおり許可します。

令和8年1月28日

港区長の名において
東京二十三区清掃協議会
会長　吉住　健一

記

1　取り扱う一般廃棄物の種類　　普通ごみ

2　事業の区分　　収集・運搬(保管・積替えを除く。)

3　運　搬　先　　区長の指定する処理施設

4　作 業 場 所　　港区の区域内

5　許 可 期 間　　令和8年2月1日　から
令和10年1月31日　まで

6　許可の条件

本許可証は、許可の更新によるものであり、交付日から効力を有する。

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、港区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、港区を被告として（訴訟において港区を代表する者は港区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。